

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日申請受付終了】 (2)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務【令和6年4月30日申請受付終了】 (3)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年5月31日申請受付終了】 (4)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(こども加算分)の支給事務【令和6年5月31日申請受付終了】 (5)令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (6)令和6年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金
③システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本)

2. 特定個人情報ファイル名

札幌市住民税非課税世帯支援給付金及び札幌市物価高騰対応臨時給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表160の項及び第162条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	札幌市保健福祉局総務部調整担当課
②所属長の役職名	調整担当課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局総務部調整担当課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムによる照会時に登録するファイルの作成において、特定個人情報そのものを出力させず、職員が特定個人情報を扱うことがないような事務運用としていることから、人手を介在させる作業に人為的ミスが発生しないようリスク対策が講じられている。	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムによる照会は、システムの操作権限を持つ限定された職員のみが可能であり、また、照会時に登録するファイルの作成において、特定個人情報そのものが出力されることはなく、職員が特定個人情報を扱うことはないことから、特定個人情報が漏えい・滅失・毀損しないようリスク対策が講じられている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月14日	評価書名	令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給 に関する事務 基礎項目評価書	事後	令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更
令和6年2月14日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更
令和6年2月14日	1. ①	令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給 に関する事務	事後	令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更
令和6年2月14日	1. ②	本業務は、令和5年3月28日に閣議決定され、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策としての影響が長期化する中、特にこの負担感が大きい低所得者世帯への負担の軽減のため、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、給付金等の支援を実施するとされたものである。 当該事業は、「低所得世帯支援枠」として令和5年度住民税非課税世帯（1世帯）あたり3万円が交付されるが、具体的な実施内容は、実施主体たる市町村が地域の実情に応じて、支給内容の決定及び対象世帯を抽出するものとされており、本市では、令和5年6月1日時点で本市に住民登録がある、令和5年度住民税非課税世帯に対して3万円の給付金を支給する。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日終了】 (2)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務	事後	令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更
令和6年2月14日	3	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） 別表第一の100の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条	・番号利用法第 9 条第 1 項 別表第 1 の 101 の 項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省 令第 5 号）第 74条	事後	令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更
令和6年3月4日	1. ①	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給 に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	不要なスペースの削除
令和6年3月4日	1. ②	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日申請受付終了】 (2)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日申請受付終了】 (2)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務 (3)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金（均等割のみ課税世帯分）の支給事務 (4)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金（こども加算分）の支給事務	事後	令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更
令和6年3月4日	4. ②	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・番号法 第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下、「別表第二主務省令」という。） （別表第二における情報照会の根拠） ・番号法 別表第二の121の項 ・別表第二主務省令 第59条の4 （別表第二における情報提供の根拠） 情報提供は行わない	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の4	事後	令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月15日	1. ②	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日申請受付終了】 (2)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務 (3)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (4)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(こども加算分)の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日申請受付終了】 (2)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務【令和6年4月30日申請受付終了】 (3)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (4)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(こども加算分)の支給事務 (5)令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務	事前	令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更
令和6年5月15日	2	令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金情報ファイル	札幌市物価高騰対応臨時給付金情報ファイル	事前	令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更
令和6年5月15日	3	・番号利用法第9条第1項別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事前	令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更
令和6年5月15日	4. ②	・番号利用法第19条第1項第8号別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	事前	令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務に伴う変更
令和6年10月7日	I 1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日申請受付終了】 (2)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務【令和6年4月30日申請受付終了】 (3)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (4)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(こども加算分)の支給事務 (5)令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日申請受付終了】 (2)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務【令和6年4月30日申請受付終了】 (3)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年5月31日申請受付終了】 (4)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(こども加算分)の支給事務【令和6年5月31日申請受付終了】 (5)令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務	事後	事務終了に伴う更新
令和6年10月7日	I 3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	法改正に伴う修正
令和6年10月7日	I 4. ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項及び第162条	事後	法改正に伴う修正
令和6年10月7日	IV 8. リスクへの対策	-	特に力を入れている	事前	様式改正に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月7日	Ⅳ8. 判断の根拠	—	情報提供ネットワークシステムによる照会時に登録するファイルの作成において、特定個人情報そのものを出力させず、職員が特定個人情報を扱うことがないような事務運用としていることから、人手を介在させる作業に人為的ミスが発生しないようリスク対策が講じられている。	事前	様式改正に伴う項目追加
令和6年10月7日	Ⅳ11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	様式改正に伴う項目追加
令和6年10月7日	Ⅳ11. 当該対策は十分か	—	特に力を入れている	事前	様式改正に伴う項目追加
令和6年10月7日	Ⅳ11. 判断の根拠	—	情報提供ネットワークシステムによる照会は、システムの操作権限を持つ限定された職員のみが可能であり、また、照会時に登録するファイルの作成において、特定個人情報そのものが出力されることはなく、職員が特定個人情報を扱うことはないことから、特定個人情報漏えい・滅失・毀損しないようリスク対策が講じられている。	事前	様式改正に伴う項目追加
令和6年12月27日	Ⅰ 1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日申請受付終了】 (2)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務【令和6年4月30日申請受付終了】 (3)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (4)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(こども加算分)の支給事務 (5)令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日申請受付終了】 (2)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務【令和6年4月30日申請受付終了】 (3)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年5月31日申請受付終了】 (4)令和5年度札幌市物価高騰対応臨時給付金(こども加算分)の支給事務【令和6年5月31日申請受付終了】 (5)令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金の支給事務【令和6年10月31日申請受付終了】 (6)令和6年度札幌市住民税非課税世帯支援給付金	事前	事務開始及び事務終了に伴う更新
令和6年12月27日	Ⅰ 2. 特定個人情報ファイル名	札幌市物価高騰対応臨時給付金情報ファイル	札幌市住民税非課税世帯支援給付金及び札幌市物価高騰対応臨時給付金情報ファイル	事前	事務開始に伴う更新
令和6年12月27日	Ⅰ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課	事後	表記の修正
令和6年12月27日	Ⅰ 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局総務部調整担当課	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局総務部調整担当課	事後	表記の修正
令和6年12月27日	Ⅳ2. リスクへの対策	特に力を入れている	十分である	事後	情報提供ネットワークシステム以外で特定個人情報のやり取りがないため評価を見直し